福井市製材力強化対策事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条　福井市製材力強化対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和４８年福井市規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　この要綱は、本市を含む県内に製材工場の新設・規模拡大を検討する企業等が自ら実施する事前調査に要する経費を支援することにより、製材工場の新設・規模拡大に向けた取組を円滑に進めることを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところとする。

（１）　県が推進する製材力強化の取組とは、「ふくいの森林・林業基本計画」に掲げられた大規模工場の誘致や中小規模製材工場の連携による木材加工流通体制の強化などの取組とする。

（２）　市産原木とは、福井市内の山林で伐採された原木とする。

（３）　県産原木とは、福井県内の山林で伐採された原木とする。

（３）　市産材とは、福井市内の山林で伐採され、福井市内で加工された木材とする。

（４）　県産材とは、福井県内の山林で伐採され、福井県内で加工された木材とする。

（５）　県外への製品販売とは、本社がある都道府県を含む福井県外に市産材・県産材製品を販売することとする。

（６）　県外への販路拡大とは、本社がある都道府県を含む福井県外に市産材・県産材製品を販売する経路を広げて、顧客や売上を増やすこととする。

（７）　県外への販路開拓とは、本社がある都道府県を含む福井県外に市産材・県産材製品を販売する経路を新たに見つけることとする。

（事業主体）

第４条　補助金の交付を受けることのできる事業者（以下「事業主体」という。）は、本市を含む県内に製材工場の新設・規模拡大を検討する企業等であって次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１） 県が推進する製材力強化の取組に賛同し、取組を進めること。

（２） 市産又は県産原木を調達し、製材加工する意思があること。

（３） 県内及び県外で製品販売実績があり、県外への販路開拓又は販路拡大が見込めること。

２　前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者及び団体は対象としない。

1. 暴力団（福井市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する暴力団をいう。）
2. 暴力団員等（条例第2条第2号及び３号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。以下同じ。）
3. 暴力団員等と密接な関係を有する者
4. （１）から（３）までに掲げるいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
5. （１）から（４）に該当する者が経営に事実上参画している団体
6. 特定の政治、宗教を目的とする団体

（補助事業）

第５条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、事業主体が、自ら実施する原木生産・流通等の事前調査、木材製品生産・流通等の事前調査、立地候補地の事前調査、その他の事前調査に要する経費に対し助成する事業とする。補助対象となる事前調査は、下表（別表第１）とする。但し、事前調査の区域には必ず本市を含めることとする。

（別表第１）事業区分と内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 事業区分 | 内容 |
| （１） | 原木生産・流通等の事前調査 | 原木生産、原木市場、原木流通の動向など原木確保に資する調査の実施に要する経費 |
| （２） | 木材製品生産・流通等の事前調査 | 木材製品の生産、製品市場、製品流通の動向など木材製品の販路確保に資する調査の実施に要する経費 |
| （３） | 立地候補地の事前調査 | 立地調査、用地調査など立地候補地の選定に資する調査の実施に要する経費 |
| （４） | 上記（１）から（３）以外の事前調査 | 上記（１）から（３）以外に必要となる調査の実施に要する経費 |

（補助対象経費）

第６条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、下表（別表第２）のとおりとする。

（別表第２）経費区分及び内容

|  |  |
| --- | --- |
| 経費区分 | 内容 |
| 賃金 | 事業を実施する上で必要なアルバイト及び技能者等の賃金とする。 |
| 共済費 | 賃金に係る社会保険料とする。 |
| 謝金 | 事業を実施するために開催する会議等に出席する指導者等の謝金とする。 |
| 旅費 | 事業を実施するために必要な旅費とする。 |
| 需用費 | 消耗品費、燃料費、印刷製本費、資料購入費等とする。 |
| 役務費 | 通信運搬費、手数料とする。 |
| 委託料 | 資料作成、測量・調査等の委託料とする。 |
| 使用料及び賃借料 | 会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の賃借料及び損料とする。 |

（補助金の額）

第７条　補助金の額は、予算の範囲内において事業主体が自ら実施する補助事業に要する経費とする。補助限度額は１，０００，０００円を上限とする。ただし、補助額は千円未満切捨てとする。

（交付申請）

第８条　補助金の交付を申請しようとする者は、規則第３条第１項の規定により、補助事業に着手する前までに、福井市製材力強化対策事業交付申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　補助事業の実施計画書(様式第１号－１)

（２）　収支予算書(様式第１号－２)

（３）　暴力団排除に関する誓約書（様式第２号）

（４）　対象経費毎の積算根拠

（５）　調査計画の概要

（６）　その他市長が必要と認める書類

３　第１項の交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

（交付決定）

第９条　市長は、前条の交付申請書の内容を審査し、第４条の要件の聞き取りを行った上で、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第４条の規定により、事業主体に対する補助金の交付及びその額を決定する。

２　　前項の規定による決定の通知は、補助金の交付を決定したときは、事業主体に対し、福井市製材力強化対策事業補助金交付決定通知書（様式第３号）により通知し、補助金の不交付を決定したときは、事業主体に対し、福井市製材力強化対策事業不交付決定通知書（様式第４号）による通知をもって行うものとする。

３　交付決定前の着手は、補助対象外とする。

（補助事業の変更）

第10条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容又は経費の変更（軽微な変更を除く。）を必要とする場合は、市長に福井市製材力強化対策事業変更承認申請書（様式第５号）を提出し、承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助対象事業の内容の変更等を承認したとき、又は承認しないことを決定したときは、速やかに福井市製材力強化対策事業補助金変更交付決定通知書（様式第５号－１）をそれぞれ当該承認の申請をした者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条　市長は、交付決定の後、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）　交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（３）　事業を中止し、又は廃止したとき。

（４）　前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めたとき。

２　市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助事業の中止又は廃止を承認したときは、速やかに福井市製材力強化対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第６号－１）を承認の申請をした者に通知するものとする。

（中止又は廃止）

第12条　交付決定の後、補助事業者は、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、福井市製材力強化対策事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第６号）を事前に提出し、市長の承認を受けなければならない。

（１）　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）　交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（３）　事業を中止し、又は廃止したとき。

（４）　前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めたとき。

（実績報告）

第13条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第１１条の規定により、速やかに福井市製材力強化対策事業実績報告書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　補助事業の実績書（様式第７号－１）

（２）　収支決算書（様式第７号－２）

（３）　契約書の写し

（４）　納品書の写し

（５）　請求書又は領収書の写し

（６）　経費の根拠となる書類

（７）　調査結果

（８）　その他市長が必要と認める書類

３　補助事業者は、第８条第３項のただし書の規定により交付の申請を行い、第１項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

４　補助事業者は、実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（別紙様式第１号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条　市長は、前条第１項の実績報告書の提出を受けたときは、規則第１２条の規定により、交付する補助金の額を確定し、福井市製材力強化対策事業補助金額確定通知書（様式第８号）により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

（交付請求）

第15条　前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第１４条の規定により、福井市製材力強化対策事業補助金交付請求書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

２　補助金の交付の決定を受けた者から概算払又は前金払による補助金交付請求書が提出された場合には、規則第１４条第２項の規定により、市長が特に必要があると認められるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。

（関係図書の保存）

第16条　補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から５年間保管しなければならない。

（委任）

第17条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、令和１０年３月３１日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附　則

　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による

様式第１号（第８条関係）

　年　　月　　日

福井市長　　　　　　　様

　申請者

住　所

氏　名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

※本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年度福井市製材力強化対策事業補助金交付申請書

　　　　年度福井市製材力強化対策事業について、補助金の交付を受けたいので、福井市補助金等交付規則第３条の規定により、関係書類を添え下記のとおり申請します。

記

１　補助事業の名称　　　　　　　　福井市製材力強化対策事業

２　補助事業等の目的及び内容

　　補助目的

　　事業内容

３　補助事業等の着手及び完了の予定年月日

着手予定年月日　　　　年　　月　　日

完了予定年月日　　　　年　　月　　日

４　交付申請の額　　　　　金　　　　　　　　　　円

５　添付書類

（１）実施計画書

（２）収支予算書

（３）暴力団排除に関する誓約書

（４）対象経費毎の積算根拠

（５）調査計画の概要

（６）その他

様式第１号－１（第８条、第１０条関係）

福井市製材力強化対策事業（変更）実施計画書

１　取組目標（変更）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 事業区分 | 取組目標 |
| （１） | 原木生産・流通等の事前調査 |  |
| （２） | 木材製品生産・流通等の事前調査 |  |
| （３） | 立地候補地の事前調査 |  |
| （４） | 上記（１）から（３）以外の事前調査 |  |

※要綱第４条の（１）～（３）の項目を含め記載すること。

２　達成方法（変更）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 事業区分 | 達成方法 |
| （１） | 原木生産・流通等の事前調査 |  |
| （２） | 木材製品生産・流通等の事前調査 |  |
| （３） | 立地候補地の事前調査 |  |
| （４） | 上記（１）から（３）以外の事前調査 |  |

※要綱第４条の（１）～（３）の項目を含め記載すること。

３　経費内訳及び積算根拠（変更）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 事業区分 | 経費区分 | 事業費（円） | 補助金（円） | 積算根拠 |
| （１） | 原木生産・流通等の事前調査 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |
| （２） | 木材製品生産・流通等の事前調査 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |
| （３） | 立地候補地の事前調査 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |
| （４） | 上記（１）から（３）以外の事前調査 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |

※積算根拠は、対象経費毎に積算することとし、根拠資料を添付すること。

※変更内容を比較対照できるように様式中の変更部分を２段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第１号－２（第８条、第１０条関係）

収　支　予　算　書

１． 収　入

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 本年度予算額　　　　（円） | 前年度予算額　　　　（円） | 比較増減（△）　　　　（円） | 備　考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

２．支出

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 本年度予算額　　　　（円） | 前年度予算額　　　　（円） | 比較増減（△）　　　　（円） | 備　考 |
| 原木生産・流通等の事前調査 |  |  |  | 経費算出の基礎は、（変更）実施計画書のとおり |
| 木材製品生産・流通等の事前調査 |  |  |  |
| 立地候補地の事前調査 |  |  |  |
| 上記（１）から（３）以外の事前調査 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

上記の通り相違ないことを証明します。

　　　　年　　月　　日

　申請者

住　所

氏　名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

※本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

様式第２号（第８条関係）

暴力団排除に関する誓約書

福井市製材力強化対策事業補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、福井市が暴力団排除に必要な場合には、福井県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

１　次に掲げる者のいずれにも該当しません。

1. 暴力団（福井市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する暴力団をいう。）
2. 暴力団員等（条例第2条第2号及び３号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。以下同じ。）
3. 暴力団員等と密接な関係を有する者
4. 前３号までに掲げるいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

　　　年　　月　　日

（あて先）福井市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　誓約者（事業主体）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名（名称及び代表者氏名）

様式第３号（第９条関係）

福井市指令林第　　　号

住　所

氏　名

　　　　年　月　日付けで申請のあった　　　年度福井市製材力強化対策事業補助金の交付については、福井市補助金等交付規則第４条の規定により次のとおり交付することに決定したので、同規則第６条の規定により通知する。

　　　　　　　　年　　月　　日

福井市長

記

１．　この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助等事業」という。）は、　　　年　　月

　　日付けで申請のあった　　　　年度福井市製材力強化対策事業とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。

２．　補助等事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりとする。

　　　補助等事業に要する経費　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

　　　補助金の額　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

３．　補助等事業に要する経費の配分は、前記申請書記載のとおりとする。

４．　補助等事業者は、次の各号の一に該当するときは、市長の承認を受けなければならない。

①　補助等事業に要する経費配分の変更（軽微な変更を除く。）をするとき。

②　補助等事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をするとき。

③　補助等事業を中止、又は廃止するとき。

５．　補助等事業者は、補助等事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助等事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

６．　補助等事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該　収入及び支出についての証拠書類を補助等事業の終了の年度の翌年度から起算して、５年間整備保存しなければならない。

７．　補助事業者は、補助事業によって取得した財産について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間内（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）において、市長の承認を受けないで、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。また、補助金交付の目的に反して使用してはならない。

８．　補助金交付の条件は、前記４から７に定めるもののほか次のとおりとする。

（１）補助事業者は、補助金の交付を申請するに当って、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならない（補助金の交付を申請するに当っても同税額を減額して報告しなければならない。）。

ア　補助事業者は、事業完了実績報告（規則第１２条の規定による報告をいう。）を行うに当たって、及び当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ　補助事業者は、実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（別紙様式第１号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（２）市長は、前項の規定に伴う報告があった消費税仕入控除額が規則第１２条の規定により確定した補助金額に係る消費税仕入控除税額を超えるときには、速やかに、その超える額の返還を命じるものとする。

９．　この補助金の使途及び経理状況については、福井市監査委員の監査を受けることがある。

様式第４号（第９条関係）

福井市指令林第　　号

年　　月　　日

住 　　 　所

事業者等名称

代表者職・氏名 様

福井市長

　　年度　福井市製材力強化対策事業補助金不交付決定通知書

　　　年　　月　　日付け申請のあった事業について、福井市製材力強化対策事業補助金交付要綱第９条第２項の規定に基づき、次のとおり不交付することに決定しましたので通知する。

（　　　年　　月　　日付け申請のあった事業について、次のとおり不交付することに決定しましたので通知する。）

記

（不交付理由）

福井市製材力強化対策事業補助金交付要綱第４条の（）の規定を○○の理由により満たさなかったため。

様式第５号（第１０条関係）

年　　月　　日

福井市長　　　　　　　　　　様

　申請者

住　所

氏　名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

※本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年度福井市製材力強化対策事業変更承認申請書

　　　年　月　日付け福井市指令林第　　　号で補助金の交付決定通知を受けた福井市製材力強化対策事業を下記のとおり変更したいので、福井市製材力強化対策事業補助金交付要綱第１０条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　変更の理由

２　補助金の額

（１）　既交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　 　　円

（２）　変更交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（３）　差引増減額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　添付書類

（１）　変更実施計画書

（２）　収支予算書

（３）　その他

様式第５号－１（第１０条関係）

福井市指令林第　　号

住　所

氏　名

　　　年　　月　　日付けで申請のあった　　　　年度　福井市製材力強化対策事業の計画変更については、申請のとおりこれを承認し、福井市補助金等交付規則（昭和４８年福井市規則第１１号）第６条の規定による、　　　　年　　月　　日付け福井市指令林第　　号の交付決定の一部を下記のとおり変更したので通知する。

　　　　　年　　月　　日

福井市長

記

１　変更前の交付決定額　　　　　　　　　　　　　円

２　変更後の交付決定額　　　　　　　　　　　　　円

３　この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は　　年　　月　　日付けで申請のあった　　年度福井市製材力強化対策事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。

４　補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費　　　　　　　　　円

（内補助対象事業費　　　　　　　　　円）

補助金の額　　　　　　　　　　　　　　円

様式第６号（第１２条関係）

年　　月　　日

福井市長　　　　　　　　　　様

　申請者

住　所

氏　名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

※本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

福井市製材力強化対策事業補助金中止（廃止）承認申請書

　　　　年　　月　　日付け福井市指令林第　　号で交付決定を受けた事業を中止（廃止）したいので、福井市製材力強化対策事業補助金交付要綱第１３条の規定より承認を申請します。

記

１　中止（廃止）理由

様式第６号－１（第１１条関係、第１２条関係）

福井市指令林第　　号

年　　月　　日

住　所

氏　名

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった　　年度福井市製材力強化対策事業補助金の取消については、申請のとおりこれを承認し、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号）第６条の規定による、　　年　　月　　日付け福井市指令林第　　号の決定を取り消したので通知する。

　　　　年　　月　　日

福井市長

記

１　交付決定額　　　　　円

２　取消し額　　　　　　円

３　取消し理由

様式第７号（第１３条関係）

年　　月　　日

福井市長　　　　　　　　　　様

　申請者

住　所

氏　名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

※本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年度福井市製材力強化対策事業実績報告書

　　　　年　　月　　日付け福井市指令林第　　　号で補助金等の交付決定を受けた福井市製材力強化対策事業が完了したので、福井市補助金等交付規則第１１条の規定により、関係書類を添え下記のとおり報告します。

記

１　補助事業等の名称　　　　　　　福井市製材力強化対策事業

２　補助金等の交付決定額及びその精算額

３　補助事業等の実施期間

４　添付書類

（１）　事業実績書

（２）　収支決算書

（３）　契約書の写し

（４）　納品書の写し

（５）　請求書又は領収書の写し

（６）　経費の根拠となる書類

（７）　調査結果

（８）　その他

様式第７号－１（第１３条関係）

福井市製材力強化対策事業実績書

１　取組成果

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 事業区分 | 取組成果 |
| （１） | 原木生産・流通等の事前調査 |  |
| （２） | 木材製品生産・流通等の事前調査 |  |
| （３） | 立地候補地の事前調査 |  |
| （４） | 上記（１）から（３）以外の事前調査 |  |

※要綱第４条の（１）～（３）の項目を含め記載すること。

２　達成方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 事業区分 | 達成方法 |
| （１） | 原木生産・流通等の事前調査 |  |
| （２） | 木材製品生産・流通等の事前調査 |  |
| （３） | 立地候補地の事前調査 |  |
| （４） | 上記（１）から（３）以外の事前調査 |  |

※要綱第４条の（１）～（３）の項目を含め記載すること。

３　経費内訳及び積算根拠

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 事業区分 | 経費区分 | 事業費（円） | 補助金（円） | 積算根拠 |
| （１） | 原木生産・流通等の事前調査 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |
| （２） | 木材製品生産・流通等の事前調査 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |
| （３） | 立地候補地の事前調査 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |
| （４） | 上記（１）から（３）以外の事前調査 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |

※積算根拠は、対象経費毎に積算することとし、根拠資料を添付すること。

様式第７号－２（第１３条関係）

収　支　決　算　書

１．収　入

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事　業　区　分 | 本年度決算額　　　　（円） | 本年度予算額　　　　（円） | 比較増減（△）　　　　（円） | 備　考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

２．支　出

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事　業　区　分 | 本年度決算額　　　　（円） | 本年度予算額　　　　（円） | 比較増減（△）　　　　（円） | 備　考 |
| 原木生産・流通等の事前調査 |  |  |  | 経費算出の基礎は、実績書のとおり |
| 木材製品生産・流通等の事前調査 |  |  |  |
| 立地候補地の事前調査 |  |  |  |
| 上記（１）から（３）以外の事前調査 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

上記の通り相違ないことを証明します。

　　　　年　　月　　日

　申請者

住　所

氏　名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

※本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

様式第８号（第１４条関係）

福井市指令林第　号

住　所

氏　名

　　　　年　月　日付け福井市指令林第　　　号で交付の決定をした　　　　年度福井市製材力強化対策事業については、福井市補助金等交付規則第１２条の規定により次のとおりその額を確定したので、通知する。

　　　　年　　月　　日

福井市長

記

交　付　決　定　額　　　　　　　　　　　　　　　円

交　付　確　定　額　　　　　　　　　　　　　　　円

様式第９号（第１５条関係）

年　　月　　日

福井市長　　　　　　　　　　様

　申請者

住　所

氏　名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

※本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年度福井市製材力強化対策事業補助金請求書

　　　年　月　日付け福井市指令林第　　　号で額の確定（決定）の通知があった補助金　　　　　　円を交付されるよう、福井市補助金等交付規則第１４条の規定により請求します。

＜振込先＞

金融機関名

種別・口座番号

口座名義（ふりがな）

別紙様式第１号　消費税等相当額報告書

番　　　　　号

　　年　　月　　日

福井市長　　　　　　様

　申請者

住　所

氏　名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

※本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

　　　　年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

　　　　　年　　月　　日付け福井市指令林第　　　号により交付決定通知があった　　年度福井市製材力強化対策事業補助金について、福井市製材力強化対策事業補助金交付要綱第１３条第４項の規定により下記のとおり報告します。

記

１　福井市補助金等交付規則第１２条の補助金の額の確定額　　　　　金　　　　　　　　円

（　　　　年　　月　　日付け　第　　　号による額の確定通知額）

２　補助金の確定時に減額した仕入にかかる消費税等相当額　　　　　金　　　　　　　　円

３　消費税及び地方消費税の申告による確定した仕入に係る

消費税等相当額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　円

４　補助金返還相当額（３－２）　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　円

（注）補助事業者別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。